

# 防火管理講習事業

(総務省消防庁予防課)

## 1. 事務・事業の概要

消防法第8条の規定により、多数の者が出入りする一定の防火対象物の管理権原者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければならないとされている。

防火管理者の資格は、消防法施行令第3条第1項で規定され、都道府県知事、市町村の消防長又は総務大臣の登録を受けた法人が行う防火管理に関する講習の課程を修了することにより取得できる。

## 2. 指定、登録等の基準

### ○消防法（昭和23年法律第186号）

〔防火管理者〕

第8条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める2以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

※第2項～第5項（略）

第8条の2 高層建築物（高さ三十一メートルを超える建築物をいう。第8条の3第1項において同じ。）その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。以下同じ。）でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちからこれらの防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する防火管理者（以下この条において「統括防火管理者」という。）を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

※第2項～第7項（略）

### ○消防法施行令（昭和36年政令第37号）

〔防火管理者の資格〕

第3条 法第8条第1項の政令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものとする。

- 一 第1条の2第3項各号に掲げる防火対象物（同項第1号口及びハに掲げる防火対象物にあつては、次号に掲げるものを除く。）（以下この条において「甲種防火対象物」という。） 次のいずれかに該当する者
  - イ 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う甲種防火対象物の防火管理に関する講習（第4項において「甲種防火管理講習」という。）の課程を修了した者
  - ロ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの
  - ハ 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に一年以上あつた者

- ニ イからハまでに掲げる者に準ずる者で、総務省令で定めるところにより、防火管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの
  - 二 第1条の2第3項第1号ロ及びハに掲げる防火対象物で、延べ面積が、別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、ハ及びニ、(9)項イ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物にあつては三百平方メートル未満、その他の防火対象物にあつては五百平方メートル未満のもの(以下この号において「乙種防火対象物」という。) 次のいずれかに該当する者
    - イ 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う乙種防火対象物の防火管理に関する講習(第4項において「乙種防火管理講習」という。)の課程を修了した者
    - ロ 前号イからニまでに掲げる者
- ※第2項～第4項 (略)

〔統括防火管理者の資格〕

- 第4条 法第8条の2第1項の政令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める者で、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとする。
- 一 次に掲げる防火対象物 第3条第1項第1号に定める者
    - イ 法第8条の2第1項に規定する高層建築物(次号イに掲げるものを除く。)
    - ロ 前条各号に掲げる防火対象物(次号ロ、ハ及びニに掲げるものを除く。)
    - ハ 法第8条の2第1項に規定する地下街(次号ホに掲げるものを除く。)
  - 二 次に掲げる防火対象物 第3条第1項第2号に定める者
    - イ 法第8条の2第1項に規定する高層建築物で、次に掲げるもの
      - (1) 別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、ハ及びニ、(9)項イ並びに(16)項イに掲げる防火対象物(同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの
      - (2) 別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ及び(17)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のもの
    - ロ 前条第2号に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの
    - ハ 前条第3号に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のもの
    - ニ 前条第4号に掲げる防火対象物(別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの
    - ホ 法第8条の2第1項に規定する地下街(別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

○消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)

〔防火管理に関する講習に係る登録講習機関〕

- 第1条の4 令第3条第1項第1号イ又は第2号イの規定による総務大臣の登録(以下この条において単に「登録」という。)は、講習(同項第1号イに規定する甲種防火管理講習又は同項第2号イに規定する乙種防火管理講習をいう。以下この条において同じ。)を行おうとする法人の申請により行う。
- 2 登録を受けようとする法人は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに講習の業務を開始しようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。
    - 一 定款及び登記事項証明書
    - 二 講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した書類
      - イ 講習の業務の実施の方法、講習の業務を取り扱う事務所の所在地その他実施体制に関する事項
      - ロ 講師の氏名、職業及び略歴に関する事項
      - ハ 講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画に関する事項
      - ニ その他講習の業務の実施に関し必要な事項
    - 三 現に行っている業務の概要を記載した書類
    - 四 第4項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
  - 3 総務大臣は、前項の規定により登録を申請した法人が次の要件を満たしているときは、登録を

しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者が講習の業務を行い、その人数が講習の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 令第4条の2の2第1項第1号に掲げる防火対象物の防火管理者で、五年以上その実務経験を有する者

ロ 都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員で、火災予防に関する業務について二年以上の実務経験を有する者

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 講習の業務の公平を損なうおそれのある業務を行っていないこと。

三 講習の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 講習の業務を行う部門に管理者を置くこと。

ロ 講習の業務の実施日程、実施場所の確保、講師の選任及び解任の要件、教材の作成、別記様式第1号による修了証の交付の方法その他の講習の業務の実施に関して適切な計画が作成されていること。

ハ 全国の講習を受講しようとする者に対して、講習の業務を公正に行うことができる体制を有していること。

4 総務大臣は、第1項の規定による申請をした法人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない法人であること。

二 第21項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人であること。

三 第21項の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人であること。

※第5項～第22項 (略)

### 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般財団法人 日本防火・防災協会	2010405 001160	平成16年 6月	住所：東京都港区虎ノ門 2丁目9番16号 電話：03-6280-6903	消防法施行規則第1条の4 第3項各号に定める要件を 満たしているため

### 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし

### 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
一般財団法人 日本防火・防災協会 <a href="https://www.n-bouka.or.jp/bouka-bousai/price.html">https://www.n-bouka.or.jp/bouka-bousai/price.html</a>	一般財団法人 日本防火・防災協会 <a href="https://www.n-bouka.or.jp/bouka-bousai/price.html">https://www.n-bouka.or.jp/bouka-bousai/price.html</a>

### 6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和7年9月1日現在） 改正の必要なし。